

資料

1 田村市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備に向けて田村市次世代育成支援対策行動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり広く関係分野からの意見を聴き、計画の策定等について審議、検討を行うため、田村市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から10名以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（又は識見を有する者）
- (2) 保健福祉関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 団体又は機関等に属する者
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画が策定された時をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、審議のため必要があるときは、あらかじめ市長に協議して、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年5月11日から施行する。

2 田村市次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所属及び役職
委 員 長	牧 公介	学校法人若草学園 理事長
副委員長	武藤 佳男	田村市立小中学校校長会 会長 (滝根小学校長)
委 員	宗像 基子	田村市主任児童委員協議会 会長
委 員	船田 隆典	田村市立小中学校校長会 副会長 (船引中学校長)
委 員	宗像 昭一	田村市立大越保育所保護者会 会長
委 員	古河 ひろみ	田村市立都路こども園保護者会 会長
委 員	村上 英雄	田村市立常葉小学校PTA 会長
委 員	角田 久夫	田村市立滝根中学校PTA 会長
委 員	今泉 香	岩井沢母親クラブ 副会長
委 員	白土 哲二	田村市保健福祉部 部長